

福岡県公報

平成二十五年四月九日
第三千四百八十六号
増刊
①

目次

規則(第十七号)

○福岡県職員金融機関への口座振替額の通知に関する規則の一部を改正する規則
(総務事務センター) ……………一

再掲

○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………一
○単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………八

○福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………十二

○福岡県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則 (障害者福祉課) ……………十二

○福岡県障害者介護給付費等不服審査会条例施行規則の一部を改正する規則 (障害者福祉課) ……………七十三

○福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課) ……………七十三

規則

福岡県職員の金融機関への口座振替額の通知に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十五年四月九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十七号

福岡県職員の金融機関への口座振替額の通知に関する規則の一部を改正す

再掲

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県職員金融機関への口座振替額の通知に関する規則(昭和六十二年福岡県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。
第三号中「財団法人福岡県職員互助会」を「一般財団法人福岡県職員互助会」に改める。

再掲

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十二号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中

「(第十一条―第二十条の三の二)」を

「(第十一条―第二十条の三の四)」に、

「(第五十条―第五十五条の二)」を

「(第五十条―第五十五条の三)」に改める。

第七条第二項第一号の表税務課の項中「直税第一係」を「直税第一係 外形標準課税調査係」に改め、同表システム管理課の項を次のように改める。

システム管理課

情報基盤係 開発指導係 運用係

第七条第二項第二号の表総合政策課の項中「予算係 土地対策係」を「企画予算係」に改め、同項第五号の表保護・援護課の項中「調整係 保護企画係」を「企画調整係

保護医療係」に改め、同項第八号の表中

水産局	漁業管理課	水産総務係 漁協指導第一係 漁協指導第二係 漁業調整係 資源管理係
	水産振興課	施設管理係 養殖流通係 漁場整備係 漁港整備係 環境内水面係

水産局	漁業管理課	水産総務係 漁協指導係 漁業調整係 漁場環境係
	水産振興課	施設管理係 漁船漁業係 養殖内水面係 漁場整備係 漁港整備係

を

に

改め、同項第九号の表企画交通課の項中「新幹線対策係」を「幹線交通係」に改め、同項第十号の表建築都市総務課の項中「契約係」を削る。

第七号の二第一項の表新雇用開発課の項の次に次のように加える。

監視指導課	廃棄物適正処理推進室
-------	------------

第七号の二第一項の表に次のように加える。

建築都市総務課	契約室
---------	-----

第八号第十項中「資源管理係」を「漁場環境係」に改め、同条第十六項中「健康管理監を」の下に「、総務部防災危機管理局に防災危機管理専門監を」を加え、同条第十七項中「及び建築都市部建築都市総務課」を削り、「前条」を「前条第一項」に改め、「技術調査室」の下に「及び建築都市部建築都市総務課契約室」を加える。

第十四条の二中「第七号の二」を「第七号の二第一項」に改める。

第十五条中第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 外形標準課税調査係

イ 県税に関する事務のうち、外形標準課税調査に関すること。

第二十号の二の四第三十二号中「財団法人」を「一般財団法人」に改める。

第二十号の二の五を次のように改める。

(システム管理課の所掌事務)

第二十号の二の五 第七条第二項に規定する総務部システム管理課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 情報基盤係

イ 共用パソコンの運用管理に関すること。

ロ 共用ネットワークの運用管理に関すること。

ハ 庶務に関すること。

ニ 財務会計に関すること。

二 開発指導係

イ 情報システムの開発の指導に関すること。

ロ 情報セキュリティに係る事務の総括に関すること。

ハ 電子県庁に関する事務のうち、他課及び他係に属しないこと。

三 運用係

イ 電子県庁に係る情報システムの管理運用に関する事務のうち、他課に属しないこと。

第二十号の四第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、第十七号の前に次の一号を加える。

十六 企画・地域振興部に係る総合企画、調査及び調整に関する事務の総括に関すること。

第二十号の四第二項中「第十五号」を「第十四号」に改め、同条第三項中「予算係」を「企画予算係」に、「第一項第十六号」を「第一項第十五号、第十六号」に改め、同条第四項を削る。

第二十号の四の二、第二十号の四の三、第二十二号、第二十四条及び第二十六条中「第七号の二」を「第七号の二第一項」に改める。

第二十九条第一項第十二号中「財団法人」を「公益財団法人」に改める。

第三十一条の二の二中「第七条の二」を「第七条の二第一項」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。
第三十一条の三第三号又中「財団法人」を「公益財団法人」に改める。
第三十一条の七の三を次のように改める。

(福祉総務課の所掌事務)

第三十一条の七の三 第七条第二項に規定する福祉労働部福祉総務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)の施行に関する事。
- 二 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)の施行に関する事。
- 三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の施行に関する事務(第八号に掲げる事務を除く。)のうち、他課に属しないこと。
- 四 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)の施行に関する事。
- 五 被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)の施行に関する事。
- 六 福祉労働行政の総合企画、調査及び調整に関する事。
- 七 高齢者の福祉に関する事務のうち、高齢者の生きがいづくりに関する事。
- 八 社会福祉法人及び社会福祉施設に係る運営状況の調査、監査及びこれに伴う指導に係る事務のうち、他課に属しないこと。

- 九 福祉労働部に係る人事に関する事務の総括に関する事。
- 十 福祉労働部に係る予算の総括に関する事。
- 十一 庶務に関する事。
- 十二 財務会計に関する事。
- 十三 福岡県総合福祉センターに関する事。
- 十四 福祉労働部各課の連絡調整に関する事。
- 十五 福祉労働部に属する事務で他課に属しないこと。

2 福祉総務課総務係の所掌事務は、前項第九号、第十一号及び第十三号から第十五号までに掲げる事務とする。

3 福祉総務課予算係の所掌事務は、第一項第十号及び第十二号に掲げる事務とする。

4 福祉総務課地域福祉係の所掌事務は、第一項第二号、第三号及び第七号に掲げる事

務とする。

5 福祉総務課監査指導係の所掌事務は、第一項第八号に掲げる事務とする。
第三十一条の七の四第一項中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の施行に関する事。
第三十一条の七の四第二項中「前項第六号、第八号から第十号まで」を「前項第三号(地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業に限る。)、第七号及び第九号から第十一号まで」に改め、同条第三項中「第三号」の下に「(放課後児童健全育成事業並びに保育所及び児童厚生施設を営む事業に限る。)」を加える。

第三十一条の七の六第二号イ中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同号に次のように加える。

ロ 国等による障害者就業施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成二十四年法律第五十号)の施行に関する事。

第三十一条の七の六第三号イ中「、第三号の二、第四号及び第五号」を「及び第四号」に改め、同号ロ中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同号に次のように加える。

ハ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)の施行に関する事。

第三十一条の七の六第四号ト中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同号又中「重度心身障害者」を「重度障害者」に改める。

第三十一条の七の七第一号中「調整係」を「企画調整係」に改め、同号中二をととし、ハをへとし、ロの次に次のように加える。

ハ 社会福祉法の施行に関する事務のうち、同法第二条第二項第一号及び第七号に規定する第一種社会福祉事業並びに同条第三項第一号、第八号、第九号及び第十二号に規定する第二種社会福祉事業に関する事。

ニ ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成十四年法律第百五号)の施行に関する事務のうち、企画、調査及び調整に関する事並びに福岡県ホームレス自立支援計画の推進に関する事。

ホ 福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例（平成二年福岡県条例第二十七号）の施行に關すること。

第三十一条の七の七第二号中「保護企画係」を「保護医療係」に改め、同号イ中「保護の実施要領の指導」の下に「（医療及び介護扶助に限る。）」を、「不服申立て」の下に「（医療及び介護扶助に限る。）」を加え、同号ロ及びハを削る。

第三十一条の七の七第三号イ中「指導」の下に「、保護の実施要領の指導（医療及び介護扶助を除く。）並びに不服申立て（医療及び介護扶助を除く。）」を加える。

第三十一条の七の十中「第七条の二」を「第七条の二第一項」に改める。

第三十一条の九の二第一項第三号を次のように改める。

三 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）の施行に關すること。

第三十一条の九の二第二項第十二号中「財団法人福岡県環境保全公社」を「公益財団法人福岡県リサイクル総合研究事業化センター」に改め、同条第二項中「前項第三号、」を「前項」に改める。

第三十一条の十第一号へ中「（環境部監視指導課に係るもの（公印の管守、職員の服務、文書の收受、發送、編集及び保存並びに公文書の開示等に關することを除く。）を含む。）」を削る。

第三十一条の十の二第八号及び第九号を次のように改める。

八 庶務に關すること（環境部監視指導課廃棄物適正処理推進室に係るもの（公印の管守、職員の服務、文書の收受、發送、編集及び保存並びに公文書の開示等に關することを除く。）を含む。）。

九 財務会計に關すること（環境部監視指導課廃棄物適正処理推進室に係るものを含む。）。

第三十一条の十の二の次に次の一条を加える。

（監視指導課廃棄物適正処理推進室の所掌事務）

第三十一条の十の三 第七条の二第一項に規定する環境部監視指導課廃棄物適正処理推進室の所掌事務は、次のとおりとする。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に關する事務のうち、産業廃棄物に係る問題が長期化している不適正処理現場の検査及び違反行為の是正に關すること。

二 庶務に關することのうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、發送、編集及び保存並びに公文書の開示等に關すること。

第三十二条の二中「第七条の二」を「第七条の二第一項」に改める。

第三十二条の三第一項第十号中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改める。

第三十三条の二第二号中へチとし、ホをトとし、ニの次に次のように加える。

ホ 産業デザインに關すること。

へ 国際リニアコライダー計画の推進に關すること。

第三十三条の二第三号中ハを削り、ニをハとする。

第三十三条の三及び第三十六条中「第七条の二」を「第七条の二第一項」に改める。

第四十条第一号中イ及びロを削り、ハをイとし、ニからヌまでをロからチまでとし、同条第五号中ロをニとし、イをロとし、ロの次に次のように加える。

ハ 国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第四百十三号）の施行に關すること。

第四十条第五号にイとして次のように加える。

イ 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）の施行に關すること。

第四十一条中「農林水産物安全課」を「食の安全・地産地消課」に改める。

第四十三条第五号中ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ お茶の振興に關する法律（平成二十三年法律第二十一号）の施行に關すること。

第四十三条の二中「第七条の二」を「第七条の二第一項」に改める。

第四十三条の二の二第二号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、同条第三号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の施行に關する事務のうち、農地の利用集積に關すること。

第四十三条の三の二中「第七条の二」を「第七条の二第一項」に、「経営技術支援策課」を「経営技術支援課」に改める。

第四十三条の四第三号ロ中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に改める。

第四十三条の八第一号イを次のように改める。

イ 水産業に関する施策の調査及び調整に関すること。
 第四十三条の八第一号中ハを削り、ニをハとし、ホをニとし、ニの次に次のように加える。

ホ 公益財団法人福岡県豊前海漁業振興基金に関すること。

第四十三条の八第一号中ハ及びトを削り、チをへとし、同条第二号を次のように改める。

二 漁協指導係

イ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の施行に関すること。

ロ 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）の施行に関すること。

ハ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の施行に関する事務のうち、水産業に係るものに関すること。

ニ 漁業協同組合併促進法（昭和四十二年法律第七十八号）の施行に関すること。

ホ 漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）の施行に関すること。

ヘ 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）の施行に関すること。

ト 沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）の施行に関すること。

チ 水産基本法（平成十三年法律第八十九号）の施行に関する事務のうち、漁業経営構造改善の融資事業に関すること。

リ その他漁業に係る金融に関すること。

第四十三条の八中第三号を削り、第四号を第三号とし、同号に次のように加える。

ト 福岡県内水面漁場管理委員会の庶務に関すること。

第四十三条の八中第三号の次に次の一号を加え、第五号を削る。

四 漁場環境係

イ 漁業法の施行に関する事務のうち、漁業取締りに関すること。

ロ 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）の施行に関すること。

ハ 水産資源保護法の施行に関する事務のうち、海面漁業に係る保護水面の管理に

関すること。

ニ 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）の施行に関すること。

ホ 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）の施行に関すること。

ヘ 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第二百十号）の施行に関すること。

ト 小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和二十八年政令第二百五十九号）の施行に関すること。

チ 漁場環境及び水質保全に関すること。

第四十三条の九第一号中「福岡県漁港管理条例」の下に「（昭和三十九年福岡県条例第七十号）」を加え、「事務のうち、他課に属しない」を削り、同号又中「他課及び」を削り、同条第二号を次のように改める。

二 漁船漁業係

イ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の施行に関する事務のうち、水産物の規格に関するもので他係に属しないこと。

ロ 輸出水産物の振興に関する法律（昭和二十九年法律第一百五十四号）の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。

ハ 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）の施行に関すること。

ニ 卸売市場法の施行に関する事務のうち、水産物に関すること。

ホ 海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）の施行に関する事務のうち、資源管理協定に係るものに関すること。

ヘ 沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）の施行に関すること。
 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）の施行に関すること。

チ 水産基本法の施行に関する事務のうち、他課及び他係に属しないこと。

リ 福岡県卸売市場条例の施行に関する事務のうち、水産物に関すること。

ヌ 水産物の流通及び加工に関する事務のうち、他係に属しないこと。

ル 魚病対策に関する事務のうち、漁船漁業に係るものに関すること。

ヲ 公益財団法人ふくおか豊かな海づくり協会に関すること。

第四十三条の九中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 養殖内水面係

イ 漁業法の施行に関する事務のうち、内水面漁業に係るもの（漁業取締りに係るものを除く。）に関すること。

ロ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の施行に関する事務のうち、養殖及び内水面漁業に係る水産物の規格に関すること。

ハ 水産資源保護法の施行に関する事務のうち、内水面漁業に係るものに関すること。

ニ 輸出水産業の振興に関する法律の施行に関する事務のうち、養殖及び内水面漁業に係るものに関すること。

ホ 持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）の施行に関すること。

ヘ 水産基本法の施行に関する事務のうち、養殖及び内水面漁業に係る水産業改良普及事業に関すること。

ト 水産物の養殖に関すること。

チ 水産物の流通及び加工に関する事務のうち、養殖及び内水面漁業に係るものに関すること。

リ 水産業普及指導員の任用資格及び研修に関すること。

ヌ 魚病対策に関する事務のうち、他係に属しないこと。

ル その他内水面漁業の指導及び振興に関すること。
第五十条の二第一号へ中「財団法人」を「公益財団法人」に改め、同条第二号及び第二号を次のように改める。

二 企画係

イ 県土整備行政の総合企画、調査及び調整に関すること。

ロ 県土整備部所管の公共事業の評価に関すること。

ハ 職員の土木技術に係る研修に関すること。

三 幹線交通係

イ 総合交通対策の企画、調査及び調整に関すること。

ロ 鉄道の整備促進に関するものうち、他課に属しないこと。

第五十条の二の二中「第七条の二」を「第七条の二第一項」に改める。

第五十四条第一号口中「指定統計」を「基幹統計」に改める。

第五十五条の二第一号中ホを削り、ヘをホとし、トをへとし、同条第二号に次のように加える。

ヘ 北部福岡緊急連絡管の運用に関すること。

第五十五条の三中「第七条の二」を「第七条の二第一項」に改める。

第五十六条第一号口中「こと」の下に「（建築都市部建築都市総務課契約室に係るもの（公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関するものを除く。）を含む。）を加え、同条第二号二中「こと」の下に「（建築都市部建築都市総務課契約室に係るものを含む。）を加え、同条第四号を削り、同条の次に次の一条を加える。

（建築都市総務課契約室の所掌事務）

第五十六条の二 第七条の二第一項に規定する建築都市部建築都市総務課契約室の所掌

事務は、次のとおりとする。

一 建築都市部に係る工事の契約に関すること。

二 宅地の買収契約に関すること。

三 建築都市部に係る工事の検査及び指導に関すること。

四 建築都市部に係る工事の技術事項の基準等に関すること。

五 庶務に関するものうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること。

第五十八条第二号イ及び第四号イ中「指定統計」を「基幹統計」に改め、同条第五号に次のように加える。

ト 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）の施行に

関する事務のうち、低炭素建築物新築等計画の認定に関すること。

第五十九条の二第一号二中「財団法人福岡県下水道公社」を「公益財団法人福岡県下水道管理センター」に改める。

第六十条第二号又中「財団法人」を「一般財団法人」に改める。

第六十三条第一号中「福岡県粕屋保健福祉事務所」の下に「にあつては保護第一課、保護第二課及び保護第三課」を加え、「福岡県糸島保健福祉事務所及び福岡県北筑後

保健福祉環境事務所にあつては総務企画課保護係」を削る。
 第六十四条第二項の表中福岡県恩給退職年金審査会の項及び福岡県統計調査主任者会議の項を削る。

第六十五条第一項第一号の表福岡県防災会議の項中「並びに災害が発生した場合における災害に関する情報の収集、災害応急対策及び」を、「知事の諮問に応じ防災に関する重要事項の審議及び知事への意見、災害が発生した場合における」に改め、「並びに非常災害に際しての緊急措置に関する計画の樹立及びその実施推進」を削り、同項第二号の表福岡県障害者介護給付費等不服審査会の項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第七十二条の表福岡県博多県税事務所の項中

「課税第二課

事業税第一係

を 事業税第一係 に改める。

事業税第二係

事業税第二係」

「課税第二課

第七十四条第一項第二号口を削り、同号ハ中「事業税第三係」を「事業税第二係」に改め、同号ハを同号口とする。

第八十六条の八第二項の表を次のように改める。

名称	位置
アベニール福岡	大野城市

第八十七条第一項の表福岡県粕屋保健福祉事務所の項中

「保護第二課

保護第二係

保護第一係

保護第二係

保護第三係」

を 保護第二係 に改める。

保護第三課

保護第一係

保護第二係」

保護第二係」

第八十八条第四項中「福岡県粕屋保健福祉事務所」の下に「にあつては保護第一課、

保護第二課及び保護第三課」を加える。

第八十九条第一項第四号カ中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条第二項第六号中ハを削り、同項第七号口中「市町村社会福祉協議会」を「町村社会福祉協議会」に改め、同号ニ中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 保護第三課

イ 保護第一係

(1) 前項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する

こと。

ロ 保護第二係

(1) 前項第五号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関する

こと。

第九十五条第二号ニ中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第一百四十三条口(1)中「機能」及び「肢体不自由児」の下に「等」を加え、同号口(2)

中「肢体不自由児に対する」を「肢体不自由児等に対する保護、日常生活の指導及び」に改める。

第一百七十七条第一号ホ並びに第二号イ及びヘ中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第六百六十四条第一項第一号ハ(3)キ中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に改め、同条

第二項第一号へ(1)中「水環境整備事業」を「農地環境整備事業」に改め、同条第五項第

一号ホ(2)ア中「筑後市、大川市及び大木町」を「柳川市、筑後市及び大川市」に改め、

同号ホ(3)ア中「柳川市及びみやま市」を「みやま市及び大木町」に改める。

第八十二条第五号イ(1)中「クリーク防災機能保全対策事業」の下に「及び災害に強

いたため池等整備事業（農業用排水路（クリーク）整備事業に限る。）」を加える。

第八十六条第一項の表中

「研究部

「研究部

漁業資源課

漁業経営課

浅海増殖課 を 資源環境課 に改める。
 海洋環境課 浅海増殖課
 応用技術課 応用技術課
 第八十七条第一項中「研究部の漁業資源課」を「研究部の資源環境課」に改める。
 第八十八条第一号イ(2)中「水産経営及び」を削り、同号イ(2)オを削り、同号ロを次のように改める。

ロ 研究部

(1) 漁業経営課

(ア) 水産経営の調査研究に関すること。

(イ) 水産業に関する技術及び知識の普及指導に関すること。

(2) 資源環境課

(ア) 漁業法の施行に関する事務のうち、漁業取締りに関すること（筑前海区に係るものに限る。）。

(ウ) 海洋の動態及び生物的環境の調査及び試験研究に関すること。

(エ) 水産資源及び漁場の調査研究及び予速報に関すること。

(オ) 漁具、水産機械及び漁法の試験研究及び指導に関すること。

(3) 浅海増殖課

(ア) 水産資源及び漁場の調査研究に関する事務のうち、他課に属しないこと。

(イ) 水産生物の維持、培養及び増養殖の試験研究に係ること。

(4) 応用技術課

(ア) 水産物の調査及び試験研究に関すること。

(イ) 水産物の鮮度維持、活魚輸送及び利用加工の調査及び試験研究に関すること。

(ウ) 水産生物の病害防除の試験研究に関すること。

(エ) 水産関係のバイオテクノロジー技術の試験研究に関すること。

第二百五十四条の七第一号イ中「、多々良川流域下水道事業、宝満川流域下水道事業

、宝満川上流流域下水道事業、筑後川中流右岸流域下水道事業及び矢部川流域下水道事業」を「、宝満川流域下水道事業、多々良川流域下水道事業、宝満川上流流域下水道事業、遠賀川下流流域下水道事業、筑後川中流右岸流域下水道事業、矢部川流域下水道事業及び遠賀川中流流域下水道事業」に改め、同条第二号ハ中「矢部川流域下水道事業」を「遠賀川下流流域下水道事業、矢部川流域下水道事業及び遠賀川中流流域下水道事業」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

福岡県告示条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十三号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則

則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則（昭和三十

二年福岡県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第六号の表伝染病防疫作業手当の項中「及び第二号」を「から第三号ま

で」に改める。

付則に次の一項を加える。

（経過措置）

26 平成二十五年三月三十一日に地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職

した者のうち、平成二十五年四月一日に地方公務員法第二十八条の四第一項又は同法

第二十八条の五第一項の規定により採用され、かつ、第二条第二項及び第三項の規定

により職務の級四級に格付された職員であるものについては、平成二十六年三月三十

一日までの間、別表第一再任用職員の項中「246200」とあるのは、「266300」とする

別表第五を次のように改める。

別表第 5 (第 3 条関係)

昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8

25	1	17	1	9
26	1	18	1	10
27	1	19	1	11
28	1	20	1	12
29	1	21	1	13
30	1	22	2	13
31	1	23	3	14
32	1	24	4	14
33	1	25	5	15
34	1	26	6	15
35	1	27	7	16
36	1	28	8	16
37	1	29	9	17
38	2	30	10	17
39	3	31	11	18
40	4	32	12	18
41	5	33	13	19
42	6	33	14	19
43	7	34	15	20
44	8	34	16	20
45	9	35	17	21
46	10	35	18	22
47	11	36	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	26
52	16	40	24	26
53	17	41	25	27
54	18	42	26	27
55	19	43	27	28
56	20	44	28	28
57	21	45	29	29
58	22	46	30	29
59	23	47	31	30
60	24	48	32	30
61	25	49	33	31
62	26	49	34	31
63	27	50	35	32
64	28	50	36	32
65	29	51	37	33
66	30	51	38	33
67	31	52	39	33
68	32	52	40	34
69	33	53	41	34
70	34	53	42	34
71	35	54	43	35
72	36	54	44	35
73	37	55	45	35
74	38	55	46	36
75	39	56	47	36
76	40	56	48	36
77	41	57	49	37
78	41	57	50	37
79	42	58	51	37
80	42	58	52	37
81	43	59	53	38
82	43	59	54	38
83	44	60	55	38

84	44	60	56	38
85	45	61	57	38
86	45	61	58	38
87	46	61	59	38
88	46	62	60	38
89	47	62	61	39
90	47	62	61	39
91	48	63	62	39
92	48	63	62	39
93	49	63	63	39
94	49	64	63	40
95	50	64	64	40
96	50	64	64	40
97	51	65	65	40
98	51	65	65	40
99	52	65	66	41
100	52	65	66	41
101	53	66	67	41
102	53	66	67	41
103	53	66	68	41
104	54	66	68	41
105	54	67	69	42
106	54	67	70	42
107	55	67	71	42
108	55	67	72	42
109	55	68	73	43
110	56	68	73	43
111	56	68	74	43
112	56	68	74	43
113	57	69	75	44
114	57	69	75	44
115	57	69	76	44
116	58	69	76	44
117	58	70	76	45
118	58	70	76	45
119	59	70	76	45
120	59	70	77	46
121	59	70	77	46
122		70	77	46
123		70	77	47
124		70	77	47
125		70	78	47
126		70	78	
127		70	78	
128		71	78	
129		71	78	
130		71	79	
131		71	79	
132		71	79	
133		71	79	
134		71		
135		71		
136		71		
137		71		

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第八条第二項第六号の表伝染病防疫作業手当の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- (この規則の施行に関し必要な事項)

- 2 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)の適用を受ける職員の例による。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十五年三月二十九日
福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十四号

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の職の設置に関する規則(昭和五十年福岡県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表の一 本庁の表九の六の項の次に次のように加える。

9の6の2 防災危機管理 理専門監	上司の命を受け、防災危機管理 に関する事務のうち、専門事項 に関するものを掌理する。
-------------------------	--

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十五号

福岡県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

福岡県障害者自立支援法施行細則(平成十九年福岡県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に、「指定相談支援事業者」を「指定一般相談支援事業者」に改める。

第二条を次のように改める。

(指定障害福祉サービス事業者等の指定等の申請)

第二条 法第三十六条第一項、第三十八条第一項及び第五十一条の十九第一項の規定による指定の申請又は法第四十一条第一項及び第五十一条の二十一第一項の規定による更新の申請は、指定障害福祉サービス事業所・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業所指定(更新)申請書(様式第一号)によるものとする。

第四条の見出し中「指定障害福祉サービス事業者」の下に「等」を加え、同条第一項中「及び第二項」を「及び第三項並びに第五十一条の二十五第一項」に改め、同条第二項中「第四十六条第一項」の下に「及び第二項並びに第五十一条の二十五第一項及び第二項」を加える。

第六条中「第五十一条」の下に「及び第五十一条の三十」を加え、同条第一号中「指定」の下に「、事業の廃止又は指定の取消し(以下この条において「指定等」という。

「)を加え、同条第二号中「指定」の下に「等」を加え、同条第三号中「、事業の廃止、指定の辞退又は指定の取消し」を「等又は指定の辞退」に改め、同条第四号及び第五号中「指定」の下に「等」を加える。

第七条の二第二項中「様式第四十一号」を「様式第七号の二」に改め、同条第二項中「様式第四十二号」を「様式第七号の三」に改める。

第八条第一項中「育成医療（政令第一条第一号に規定する育成医療をいう。以下同じ。）又は」を削り、「第一条第三号」を「第一条の二第三号」に改め、「育成医療に係る申請にあつては自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書（様式第八条）によるものとし、精神通院医療に係る申請にあつては」を削り、同条第二項中「自立支援医療（育成医療）意見書（様式第十号）若しくは」を削る。

第九条第一項を削り、同条第二項中「においては」を「には」に改め、同項を同条とする。

第十条中「育成医療に係る届出にあつては自立支援医療受給者証等記載事項変更届（育成医療）（様式第十九号）によるものとし、精神通院医療に係る届出にあつては」を削る。

第十一条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第十二条第一項中「指定の申請」の下に「又は法第六十条第一項の規定による指定の更新申請」を加え、同項の表の病院又は診療所の部育成医療及び更生医療の項中「育成医療」の下に「（政令第一条の二第一号に規定する育成医療をいう。以下同じ。）」を加える。

様式目次中

「様式第一号 指定障害福祉サービス事業所・指 第二条

定障害者支援施設・指定相談支援 事業所指定申請書 を

「様式第一号 指定障害福祉サービス事業所・指 第二条

定障害者支援施設・指定一般相談 支援事業所指定（更新）申請書 に、

「付表四 児童デイサービス事業所の指定に 第二条 を

係る記載事項 係る記載事項 に、

「付表四 削除 削除 「に、

「付表十四 指定相談支援事業所の指定に係る 第二条 を

記載事項 記載事項 を

「別紙十四 指定一般相談支援事業所の指定に 第二条 係る記載事項

「付表十四 指定一般相談支援事業所の指定に 第二条 係る記載事項

付表十四―二 他の事業所又は施設の従事者と兼 務する地域移行支援・地域定着支 援に従事する者について

「別紙一 介護給付費等の算定に係る体制等 第二条

状況一覧表その一・その二・その 三・その四

「別紙一 介護給付費等の算定に係る体制等 第二条

状況一覧表その一・その二・その 三・その四

「別紙一 介護給付費等の算定に係る体制等 第二条

状況一覧表その一・その二・その 三

「別紙二―二 従業者の勤務の体制及び勤務形態 第二条

一覧表（障害者支援施設）その一

・その二・その三

「別紙二―三 従業者の勤務の体制及び勤務形態 第二条

一覧表（児童デイサービス）

「別紙二―二 従業者の勤務の体制及び勤務形態 第二条

一覧表（障害者支援施設）その一

・その二・その三

「別紙五 障害基礎年金の状況 第二条 を

「別紙五 障害基礎年金一級を受給する利用 者の状況（重度障害者支援体制加 算に係る届出書） に、

「別紙十五 特定事業所加算に係る届出書その 一・その二・その三・その四・そ の五 を

「別紙十五 特定事業所加算に係る届出書その 一・その二・その三・その四

「別紙十六 人員配置体制加算に関する届出書 第二条 を

「別紙十五 特定事業所加算に係る届出書その 一・その二・その三・その四

人員配置体制加算に関する届出書 第二条 を

「別紙十六 人員配置体制加算に関する届出書 第二条 を

「別紙十五 特定事業所加算に係る届出書その 一・その二・その三・その四

人員配置体制加算に関する届出書 第二条 を

「別紙十六 人員配置体制加算に関する届出書 第二条 を

人員配置体制加算に関する届出書 第二条 を

〔別紙十六〕 人員配置体制加算に関する届出書 第二条 に、

別紙十六―二 人員配置体制加算に関する届出書 第二条

〔別紙二十一〕 地域移行支援体制強化加算及び通 勤者生活支援加算に係る体制

別紙二十一 地域移行支援体制強化加算及び通 勤者生活支援加算に係る体制

〔別紙二十二〕 夜間防災体制加算届出書 第二条

別紙二十二 夜間防災体制加算届出書 第二条

〔別紙二十一〕 地域移行支援体制強化加算及び通 勤者生活支援加算に係る体制（宿 泊型自立訓練事業所）

別紙二十一 地域移行支援体制強化加算及び通 勤者生活支援加算に係る体制（宿 泊型自立訓練事業所）

〔別紙二十二〕 夜間防災・緊急時支援体制加算届 出書（共同生活援助事業所）

別紙二十二 夜間防災・緊急時支援体制加算届 出書（共同生活援助事業所）

〔別紙二十五〕 心的外傷のための心理療法を必要 とする障害児

別紙二十五 心的外傷のための心理療法を必要 とする障害児

〔別紙二十五〕 心的外傷のための心理療法を必要 とする障害児

別紙二十五 心的外傷のための心理療法を必要 とする障害児

〔別紙二十六〕 延長支援加算体制届出書 第二条

別紙二十六 延長支援加算体制届出書 第二条

〔別紙二十七〕 送迎加算に関する届出書 第二条

別紙二十七 送迎加算に関する届出書 第二条

〔別紙二十八〕 緊急短期入所体制確保加算に関す る届出書 第二条

別紙二十八 緊急短期入所体制確保加算に関す る届出書 第二条

〔別紙二十九〕 通勤者生活支援加算に係る体制（ 共同生活介護事業所、共同生活援 助事業所）

別紙二十九 通勤者生活支援加算に係る体制（ 共同生活介護事業所、共同生活援 助事業所）

〔別紙三十〕 看護職員配置加算に係る届出書 第二条

別紙三十 看護職員配置加算に係る届出書 第二条

〔別紙三十一〕 施設外支援実施状況（移行準備支 援体制加算（I）に係る届出書）

別紙三十一 施設外支援実施状況（移行準備支 援体制加算（I）に係る届出書）

〔様式第八号〕 自立支援医療（育成医療） 第八条第一項 支給認定申請書

様式第八号 自立支援医療（育成医療） 第八条第一項 支給認定申請書

様式第九号 自立支援医療費（精神通院 医療）支給認定申請書 第八条第一項 を

様式第十号 自立支援医療（育成医療） 第八条第二項 意見書

様式第十号 自立支援医療（育成医療） 第八条第二項 意見書

〔様式第七号の二〕 業務管理体制に係る届 出書 第七条の二第二項

〔様式第七号の二〕 業務管理体制に係る届 出書 第七条の二第二項

様式第七号の三 業務管理体制に係る届 出事項変更届出書 第七条の二第二項

様式第七号の三 業務管理体制に係る届 出事項変更届出書 第七条の二第二項

様式第八号 削除 第八条第一項

様式第八号 削除 第八条第一項

様式第九号 医療）支給認定申請書 第八条第一項

様式第九号 医療）支給認定申請書 第八条第一項

〔様式第十号〕 削除 第九条第一項

〔様式第十号〕 削除 第九条第一項

様式第十四号 自立支援医療（育成医療） 第九条第一項 を

様式第十四号 自立支援医療（育成医療） 第九条第一項 を

様式第十五号 却下決定通知書（育成医療） 第九条第一項

様式第十五号 却下決定通知書（育成医療） 第九条第一項

〔様式第十三号から様式第十五号まで〕 削除

〔様式第十九号〕 自立支援医療受給者証等記載事項 第十条 を

〔様式第十九号〕 自立支援医療受給者証等記載事項 第十条 を

〔様式第十九号〕 変更届（育成医療） 第十条 を

〔様式第十九号〕 変更届（育成医療） 第十条 を

〔様式第二十一号〕 指定自立支援医療機関（育成医 療・更生医療）指定（変更）申 請書（病院又は診療所） 第十二条 を

〔様式第二十二号 指定自立支援医療機関（精神通

院医療）指定申請書（病院又は

診療所）

〔様式第二十二号 指定自立支援医療機関（精神通

院医療）〔指定・指定更新〕申

請書（病院又は診療所）

〔様式第二十三号 指定自立支援医療機関（育成医

療・更生医療）指定（変更）申

書（薬局）

〔様式第二十三号 指定自立支援医療機関（育成医

療・更生医療）〔指定（変更）

・指定更新〕申請書（薬局）

〔様式第二十四号 指定自立支援医療機関（精神通

院医療）指定申請書（薬局）

〔様式第二十四号 指定自立支援医療機関（精神通

院医療）〔指定・指定更新〕申

請書（薬局）

〔様式第二十五号 指定自立支援医療機関（育成医

療・更生医療）指定（変更）申

請書（指定訪問看護事業者等）

別紙 訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第七条第八項に

規定する訪問看護に限る。）に

従事する職員の定数

指定自立支援医療機関（精神通

院医療）指定申請書（指定訪問

看護事業者等）

様式第二十六号 指定自立支援医療機関（精神通

院医療）指定申請書（指定訪問

別紙 訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第七条第八項に

規定する訪問看護に限る。）に

従事する職員の定数

指定自立支援医療機関（育成医

療・更生医療）〔指定（変更）

・指定更新〕申請書（指定訪問

看護事業者等）

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第八条第四項に

規定する訪問看護に限る。）に

従事する職員の定数

別紙 訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第八条第四項に

規定する訪問看護に限る。）に

従事する職員の定数

指定自立支援医療機関（精神通

院医療）〔指定・指定更新〕申

請書（指定訪問看護事業者等）

様式第二十六号 指定自立支援医療機関（精神通

院医療）指定申請書（指定訪問

看護事業者等）

別紙 訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第八条第四項に

規定する訪問看護に限る。）に

従事する職員の定数

指定自立支援医療機関（精神通

院医療）指定申請書（指定訪問

看護事業者等）

別紙 訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険

法第八条第四項に規定する訪問看護に限る。）に

従事する職員の定数

を

法第七条第八項に規定する
訪問看護に限る。)に従事
する職員の定数
訪問看護ステーション等に
「別紙
おいて指定訪問看護若しく
は指定老人訪問看護又は指
定居宅サービス(介護保険
法第八条第四項に規定する
訪問看護に限る。)に従事
する職員の定数
」

に改め、

訪問看護に限る。)に従事
する職員の定数

「様式第四十一号
業務管理体制に係る届出 第七条の二

書

様式第四十二号
業務管理体制に係届出 第七条の二

事項変更届出書

を削る。

様式第一号を次のように改める。

様式第 1 号(第 2 条関係)

受付番号

指定障害福祉サービス事業所
指定障害者支援施設
指定一般相談支援事業所
指定(更新)申請書

平成 年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 (設置者)
所在地
名称
代表者

印

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業所・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業所に係る指定(更新)を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

事業所(施設)所在地市町村番号

Table with columns for applicant details, business location, and business types. Includes sections for 'Applicant (Installer)', 'Designated (Update)', and 'Business Types'. Includes a table for 'Business Types' with columns for implementation status, start date, and business type.

記入担当者名

(備考)

- 1 「受付番号」「事業所(施設)所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
2 「法人である場合その種別」欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記載してください。
3 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
4 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、今回申請をするもの及び既に指定を受けているものについて事業の種類を記載し、該当する欄には「○」を記載してください。
5 「〇〇事業所番号」欄には、申請を行う都道府県等において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

様式第一号付表一中

特定無し・身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者
特定無し・加算対象者以外
特定無し・身体障害者・障害児
特定無し・知的障害者・障害児・精神障害者

や

特定無し・身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者・難病等対象者
特定無し・加算対象者以外
特定無し・身体障害者・障害児・難病等対象者
特定無し・知的障害者・障害児・精神障害者・難病等対象者

び

「障害者自立支援法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」による。

様式第一号付表一二中

特定無し・身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者
特定無し・加算対象者以外
特定無し・身体障害者・障害児
特定無し・知的障害者・障害児・精神障害者

や

特定無し・身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者・難病等対象者
特定無し・加算対象者以外
特定無し・身体障害者・障害児・難病等対象者
特定無し・知的障害者・障害児・精神障害者・難病等対象者

による。

様式第一号付表三及び様式第一号付表三一二中

特定無し	細分無し	肢体不自由	身体障害者		
	知的障害者	精神障害者	視覚障害	聴覚・言語	内部障害

や

特定無し	細分無し	肢体不自由	身体障害者		
	知的障害者	精神障害者	難病等対象者	視覚障害	聴覚・言語
				内部障害	

び

「障害者自立支援法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」による。「基準上の必要値」による。

様式第一号付表四のちのちによる。

付表4 削除

様式第一号付表五中

特定無し・身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者

や

特定無し・身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者・難病等対象者

び

「障害者自立支援法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」による。

様式第一号付表七の二から様式第一号付表七一二の二までを次のように改める。

付表7-2 共同生活介護事業所(地域移行型ホーム)・共同生活援助事業所(地域移行型ホーム)
の指定に係る記載事項 その1

※ 指定申請する事業を○で囲んで下さい。

受付番号

主たる事業所	フリガナ							
	名称							
	所在地	(郵便番号 -)	県	郡・市				
	連絡先	電話番号			FAX番号			
管理者	フリガナ			(郵便番号 -)				
	氏名	住所		県	郡・市			
	他の事業所、施設又は医療機関の従業者との兼務(兼務の場合記入)	事業所等の名称						
		兼務する職種及び勤務時間等						
当該事業の実施について定めてある定款・寄付行為等又は条例等					第 条 第 項 第 号			
各事業の利用定員数	共同生活援助事業(地域移行型ホーム)							
	共同生活介護事業(地域移行型ホーム)							
サービス管理責任者	フリガナ			(郵便番号 -)				
	氏名	住所						
従業者の職種・員数	従業者数		世話人		生活支援員		サービス管理責任者	
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
	常勤(人)							
	非常勤(人)							
	常勤換算後の人数(人)							
基準上の必要人数(人)								
同一敷地内にある入所施設又は病院の名称及び所在地								
居宅介護従業者の外部委託の予定		有 (月 時間)		無				
障害者支援施設等との連携体制等	連携施設の種別・名称							
	支援体制の概要							
一体的に管理運営される他の事業所								
その他参考となる事項	第三者評価の実施状況			している・していない				
	苦情解決の措置概要	窓口(連絡先)				担当者		
	その他							
協力医療機関	名称				主な診療科名			
協力歯科医療機関	名称							
添付書類	別添のとおり(定款、寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等、建物の構造概要及び平面図、経歴書、運営規程、利用者(入所者)又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、資産状況(貸借対照表・財産目録等)、設備・備品等一覧表、協力医療機関との契約内容がわかるもの、入所定員又は精神病院の精神病床数の減少計画書、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書及び役員等名簿 等)							

※ 主たる事業所とは、複数の共同生活住居がある場合、当該事業所からいずれの共同生活住居に対して、概ね30分程度で移動可能な範囲にある事業所をいう。

付表 7-3 経過的居宅介護利用型共同生活介護事業所 ・ 共同生活援助事業所(グループホーム) の指定に係る記載事項 その1

※ 指定申請する事業を○で囲んで下さい。

※ 経過的居宅介護利用型共同生活介護事業所と一体的に行うグループホームについては、こちらの様式を使用して下さい。

受付番号

主たる事業所	フリガナ						
	名 称						
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡・市					
	連絡先	電話番号			FAX番号		
管理者	フリガナ						
	氏 名	住 所		(郵便番号 -) 県 郡・市			
	他の事業所、施設又は医療機関の従業者との兼務(兼務の場合記入)	事業所等の名称					
		兼務する職種及び勤務時間等					
当該事業の実施について定めてある定款・寄付行為等又は条例等					第 条 第 項 第 号		
各事業の利用定員数	共同生活援助事業(グループホーム)						
	共同生活介護事業(経過的居宅介護利用型)						
サービス管理責任者	フリガナ				(郵便番号 -)		
	氏 名	住 所					
従業者の職種・員数	世話人		生活支援員		サービス管理責任者		
							専従
	従業者数	常勤(人)					
		非常勤(人)					
	常勤換算後の人数(人)						
基準上の必要人数(人)							
平成18年9月30日において、居宅介護(身体介護・家事援助・日常生活支援)を利用している利用者数			人				
障害者支援施設等との連携体制等	連携施設の種別・名称						
	支援体制の概要						
一体的に管理運営される他の事業所							
その他参考となる事項	第三者評価の実施状況			している ・ していない			
	苦情解決の措置概要	窓口(連絡先)			担当者		
	その他						
協力医療機関	名 称				主な診療科名		
協力歯科医療機関	名 称						
添付書類	別添のとおり(定款、寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等、建物の構造概要及び平面図、経歴書、運営規程、利用者(入所者)又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、資産状況(貸借対照表・財産目録等)、設備・備品等一覧表、協力医療機関との契約内容がわかるもの、(平成18年9月30日において指定共同生活援助事業所に入居していた者のうち、居宅介護を利用していた者のサービス提供実績記録表の写し)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書及び役員等名簿 等)						

(付表7-3) その2

共同生活住居①	フリガナ			
	名 称			
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡・市		
	連絡先	電話番号		FAX番号
	グループホーム・ケアホーム(経過的居宅介護利用型)に供する建物形態			
	①住居区分:一戸建て、アパート、マンション、その他()			
	②建物所有者名:			
	③賃貸借契約の内容: ア 敷金 イ 礼金 ウ 家賃(月額) エ 契約期間 オ 賃貸料がない理由			
	④住居の利用定員数 人			
	⑤居室数 室(うち個室 室)			
	⑥入居者1人当たりの居室の最小床面積 m ²			
	主たる対象者 特定無し・身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病等対象者			
	利用料			
	その他の費用			
共同生活住居②	フリガナ			
	名 称			
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡・市		
	連絡先	電話番号		FAX番号
	グループホーム・ケアホーム(経過的居宅介護利用型)に供する建物形態			
	①住居区分:一戸建て、アパート、マンション、その他()			
	②建物所有者名:			
	③賃貸借契約の内容: ア 敷金 イ 礼金 ウ 家賃(月額) エ 契約期間 オ 賃貸料がない理由			
	④住居の利用定員数 人			
	⑤居室数 室(うち個室 室)			
	⑥入居者1人当たりの居室の最小床面積 m ²			
	主たる対象者 特定無し・身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病等対象者			
	利用料			
	その他の費用			
共同生活住居③	フリガナ			
	名 称			
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡・市		
	連絡先	電話番号		FAX番号
	グループホーム・ケアホーム(経過的居宅介護利用型)に供する建物形態			
	①住居区分:一戸建て、アパート、マンション、その他()			
	②建物所有者名:			
	③賃貸借契約の内容: ア 敷金 イ 礼金 ウ 家賃(月額) エ 契約期間 オ 賃貸料がない理由			
	④住居の利用定員数 人			
	⑤居室数 室(うち個室 室)			
	⑥入居者1人当たりの居室の最小床面積 m ²			
	主たる対象者 特定無し・身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病等対象者			
	利用料			
	その他の費用			

様式第一号付表八その一中

無し	細分無し	肢体不自由	身体障害者		
			視覚障害	聴覚・言語	内部障害
知的障害者	精神障害者				

を

無し	細分無し	肢体不自由	身体障害者		
			視覚障害	聴覚・言語	内部障害
知的障害者	精神障害者	難病等対象者			

を

「障害者自立支援法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

様式第一号付表九及び様式第一号付表九一二中

特定無し	細分無し	肢体不自由	身体障害者		
			視覚障害	聴覚・言語	内部障害
知的障害者	精神障害者				

を

特定無し	細分無し	肢体不自由	身体障害者		
			視覚障害	聴覚・言語	内部障害
知的障害者	精神障害者	難病等対象者			

を

「障害者自立支援法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。「基準上の必要値」を定める。

様式第一号付表十及び様式第一号付表十一二中「障害者自立支援法」や「障害者の日

常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。「基準上の必要値」を定める。

様式第一号付表十一、様式第一号付表十一一、様式第一号付表十二及び様式第一号付表十二一二中

特定無し	細分無し	肢体不自由	身体障害者		
			視覚障害	聴覚・言語	内部障害
知的障害者	精神障害者				

を

特定無し	細分無し	肢体不自由	身体障害者		
			視覚障害	聴覚・言語	内部障害
知的障害者	精神障害者	難病等対象者			

を

「障害者自立支援法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。「基準上の必要値」を定める。

様式第一号付表十二その一中

知的障害者		精神障害者	難病等対象者
-------	--	-------	--------

を

児童子 サービス単位 有	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援 (通常)	就労移行支援 (あはき)	就労継続支援 (A型)	就労継続支援 (B型)
無し						

を

自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援 (通常)	就労移行支援 (あはき)	就労継続支援 (A型)	就労継続支援 (B型)
----------------	----------------	----------------	-----------------	----------------	----------------

を

付表 14

指定一般相談支援事業所の指定に係る記載事項

受付番号

事業所	フリガナ					
	名称					
	所在地	(郵便番号 ー)	県	郡・市		
	連絡先	電話番号		FAX番号		
当該事業について定めてある定款・寄付行為等の条文			第 条 第 項 第 号			
管理者	フリガナ			(郵便番号 ー)		
	氏名			住所		
	生年月日					
	当該相談支援事業所における相談支援専門員との兼務の有無				有 ・ 無	
	他の事業所又は施設の従業者との兼務(有の場合、以下に記載)				有 ・ 無	
	事業所の名称				兼務する職種	
事業の種類				勤務時間		
従業者の職種・員数(人)			地域移行支援・地域定着支援に従事する者			
			相談支援専門員		その他の者	
			専従	兼務	専従	
			専従	兼務	兼務	
常勤(人)						
非常勤(人)						
常勤換算後の人数(人)						
他の事業所又は施設の従業者との兼務(有の場合、付表14-2に記載)				有 ・ 無		
常時の連絡体制の確保の具体的方法(地域定着支援のみ)						
主な 揭示 事項	営業日					
	営業時間					
	主たる対象者	特定無し・身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児・難病等対象者				
	その他の費用					
通常の事業実施地域						
添付書類			別添のとおり(定款及び登記簿謄本又は条例等、事業所の平面図、運営規程、経歴書、利用者(入所者)からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、資産状況(貸借対照表・財産目録等)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条第2項において準用する同法第36条第3項の規定に該当しない旨の誓約書及び役員等名簿等)			

(備考)

- 1 地域移行支援事業と地域定着支援事業の両方の指定を申請する場合についても、本様式1枚にまとめて提出してください。
- 2 「受付番号」欄は、記入しないでください。
- 3 「兼務」については、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所との兼務は除く。
- 4 「常時の連絡体制」については、営業時間以外の事業所の人員体制(宿直等)や利用者との連絡体制を含め、具体的に記載してください。
- 5 「主な揭示事項」については、本欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。
- 6 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。

様式第一号付表十四の次に次の一様式を加える。

付表 14-2 他の事業所又は施設の従事者と兼務する地域移行支援・地域定着支援に従事する者について

他の事業所又は施設の従業者と兼務する地域移行支援・地域定着支援に従事する者を全て記載してください。					
1	氏 名		事業所の名称		
	フリガナ		事業の種類	兼務する職種	
	氏名		勤務時間		
2	氏 名		事業所の名称		
	フリガナ		事業の種類	兼務する職種	
	氏名		勤務時間		
3	氏 名		事業所の名称		
	フリガナ		事業の種類	兼務する職種	
	氏名		勤務時間		
4	氏 名		事業所の名称		
	フリガナ		事業の種類	兼務する職種	
	氏名		勤務時間		
5	氏 名		事業所の名称		
	フリガナ		事業の種類	兼務する職種	
	氏名		勤務時間		

様式第一号付表十五その一及び様式第一号付表十五その二を次のように改める。

付表 1 5 その 2

届出を行う事業所・施設の種別	同一所在地において行う事業等の種類（同じ事業所番号のもの）	実施事業	指定年月日	異動等の区分	異動年月日	異動項目（※変更の場合）
	介護給付 訓練等給付	居宅介護			1 新規 2 変更 3 終了	
重度訪問介護				1 新規 2 変更 3 終了		
同行援護				1 新規 2 変更 3 終了		
行動援護				1 新規 2 変更 3 終了		
療養介護				1 新規 2 変更 3 終了		
生活介護				1 新規 2 変更 3 終了		
短期入所				1 新規 2 変更 3 終了		
重度障害者等包括支援				1 新規 2 変更 3 終了		
共同生活介護				1 新規 2 変更 3 終了		
施設入所支援				1 新規 2 変更 3 終了		
自立訓練				1 新規 2 変更 3 終了		
就労移行支援				1 新規 2 変更 3 終了		
就労継続支援				1 新規 2 変更 3 終了		
共同生活援助			1 新規 2 変更 3 終了			
特記事項	変更前			変更後		
関係書類		別紙のとおり				

- 注 1 「法人の種別欄」は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」、「有限会社」等の別を記入してください。
- 注 2 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 注 3 「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
- 注 4 「異動等の区分」欄は、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字に「○」を記入してください。
- 注 5 「異動項目」欄は、（別添 7）「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる加算・減算等の項目を記載してください。
- 注 6 「特記事項」欄は、異動の状況について具体的に記載してください。

様式第一号別紙一その一から様式第一号別紙一その三までを次のように改める。

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等	適用開始日
各サービス共通					地域区分(※3) 1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 8. 八級地 9. 九級地 10. 十級地 11. 十一級地 12. 十二級地 13. 十三級地 14. 十四級地 15. 十五級地 16. 十六級地 17. 十七級地 18. 十八級地 19. 十九級地 20. その他	
居宅介護					特定事業所 1. なし 2. I 3. II 4. III	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象 1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象 1. なし 2. あり	
重度訪問介護					特定事業所 1. なし 2. I 3. II 4. III	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象 1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象 1. なし 2. あり	
同行介護					特定事業所 1. なし 2. I 3. II 4. III	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象 1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象 1. なし 2. あり	
行動介護					特定事業所 1. なし 2. I 3. II 4. III	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象 1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象 1. なし 2. あり	
療養介護	1. 40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上			1. I型 2. II型 3. III型 4. IV型 5. V型	特別対象(※5) 1. なし 2. あり	
					定員超過 1. なし 2. あり	
					職員欠加 1. なし 2. あり	
介護給付費					福祉専門職員配置等(※6) 1. なし 2. あり	
					人員配置体制 1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象 1. なし 2. あり	
生活介護	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下		1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. I型(1.7:1) 2. II型(2:1) 3. III型(2.5:1) 4. IV型(3:1) 5. V型(3.5:1) 6. VI型(4:1) 7. VII型(4.5:1) 8. VIII型(5:1) 9. IX型(5.5:1) 10. X型(6:1)	施設区分 1. 一般 2. 小規模多機能	
					定員超過 1. なし 2. あり	
					職員欠加 1. なし 2. あり	
短期入所					大規模事業所 1. なし 2. 定員81人以上	
					人員配置体制 1. なし 2. あり	
					福祉専門職員配置等(※6) 1. なし 2. あり	
生活介護					視覚・聴覚等支援体制 1. なし 2. あり	
					リハビリテーション加算 1. なし 2. あり	
					食事提供体制 1. なし 2. あり	
短期入所					延長支援体制 1. なし 3. あり	
					送迎体制 1. なし 2. あり	
					送迎体制(重度) 1. なし 2. あり	
短期入所					福祉・介護職員処遇改善加算対象 1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象 1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分(※4) 1. I(キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たす) 2. III(キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たさない) 3. II(キャリアパス要件を満たさない) 4. II(定量的要件を満たさない)	
短期入所					主たる事業所サービス種類(※7) サービス種類コード()	
					施設区分 1. 福祉型 2. 医療型	
					定員超過 1. なし 2. あり	
短期入所					職員欠加 1. なし 2. あり	
					単独型加算 1. なし 2. あり	
					栄養士配置 1. なし 2. その他栄養士 3. 常勤栄養士 4. 常勤管理栄養士	
短期入所					食事提供体制 1. なし 2. あり	
					緊急短期入所体制 1. なし 2. あり	
					送迎体制 1. なし 2. あり	
短期入所					福祉・介護職員処遇改善加算対象 1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象 1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分(※4) 1. I(キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たす) 2. III(キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たさない) 3. II(キャリアパス要件を満たさない) 4. II(定量的要件を満たさない)	
短期入所					主たる事業所サービス種類(※7) サービス種類コード()	

別紙1その2

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等	適用開始日
重度障害者等包括支援					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり
共同生活介護				1. I型 (4:1) 2. II型 (5:1) 3. III型 (6:1)	経過的居宅介護利用型	1. 非該当 2. 該当
					大規模住居等	1. なし 2. 定員8人以上 3. 定員21人以上 4. 定員21人以上 (一体的な運営が行われている場合)
					職員欠如	1. なし 2. あり
					福祉専門職員配置等 (※6)	1. なし 2. あり
					夜間支援体制 (I)	1. なし 2. あり (対象利用者数 人)
					夜間支援体制 (II)	1. なし 2. あり
					重度障害者支援体制	1. なし 2. あり
					自立生活支援体制	1. なし 2. あり
					地域生活移行個別支援	1. なし 2. あり
					通勤者生活支援	1. なし 2. あり
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり
施設入所支援	1. 40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上	1. 40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上			定員超過	1. なし 2. あり
					職員欠如	1. なし 2. あり
					栄養士配置減算対象	1. なし 2. 非常勤栄養士 3. 栄養士未配置
					夜勤職員配置体制	1. なし 2. あり
					重度障害者支援 I 体制	1. なし 2. あり
					重度障害者支援 I 体制 (重度)	1. なし 2. あり
					重度障害者支援 II 体制	1. なし 2. あり
					夜間看護体制	1. なし 2. あり
					地域生活移行個別支援	1. なし 2. あり
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり
					自立訓練	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下
施設区分	1. 機能訓練 2. 生活訓練 3. 生活訓練 (宿泊型)					
訪問訓練	1. なし 2. あり					
視覚障害機能訓練専門職員配置	1. なし 2. あり					
定員超過	1. なし 2. あり					
職員欠如	1. なし 2. あり					
標準期間超過	1. なし 2. あり					
福祉専門職員配置等 (※6)	1. なし 2. あり					
視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり					
地域移行支援体制強化	1. なし 2. あり					
リハビリテーション加算	1. なし 2. あり					
短期滞在	1. なし 2. 宿直体制 3. 夜勤体制					
精神障害者退院支援施設	1. なし 2. 宿直体制 3. 夜勤体制					
通勤者生活支援	1. なし 2. あり					
地域生活移行個別支援	1. なし 2. あり					
食事提供体制	1. なし 2. あり					
看護職員配置	1. なし 2. あり					
送迎体制	1. なし 2. あり					
夜間防災・緊急時支援体制 (I)	1. なし 2. あり					
夜間防災・緊急時支援体制 (II)	1. なし 2. あり					
福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり					
福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり					
キャリアパス区分 (※4)	1. I (キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たす) 2. III (キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たさない) 3. II (キャリアパス要件を満たさない) 4. II (定量的要件を満たさない)					
主たる事業所サービス種類 (※7)	サービス種類コード ()					

別紙1その3

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日
					施設区分		
就労移行支援		1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下			施設区分	1. 一般型 2. 資格取得型	
					定員超過	1. なし 2. あり	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					標準期間超過	1. なし 2. あり	
					就労定着実績区分	1. なし 2. 過去3年間の定着率が0 3. 過去4年間の定着率が0	
					福祉専門職員配置等(※6)	1. なし 2. あり	
					就労支援関係研修修了	1. なし 2. あり	
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり	
					就労移行支援体制	1. なし 2. 定着率が5分以上1割5分未満 3. 定着率が1割5分以上2割5分未満 4. 定着率が2割5分以上3割5分未満 5. 定着率が3割5分以上4割5分未満 6. 定着率が4割5分以上	
					精神障害者退院支援施設	1. なし 2. 宿直体制 3. 夜勤体制	
					食事提供体制	1. なし 2. あり	
					移行準備支援体制	1. なし 2. あり	
					送迎体制	1. なし 2. あり	
福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり						
福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり						
キャリアパス区分(※4)	1. I (キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たす) 2. III (キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たさない) 3. II (キャリアパス要件を満たさない) 4. II (定量的要件を満たさない)						
主たる事業所サービス種類(※7)	サービス種類コード()						
就労継続支援		1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. I型(7.5:1) 2. II型(10:1)	施設区分	1. A型 2. B型	
					定員超過	1. なし 2. あり	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					福祉専門職員配置等(※6)	1. なし 2. あり	
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり	
					重度者支援体制	1. なし 2. I 3. II 4. III	
					就労移行支援体制	1. なし 2. あり	
					目標工賃達成	1. なし 2. I型 3. II型	
					目標工賃達成指導員配置	1. なし 2. あり	
					送迎体制	1. なし 2. あり	
					食事提供体制	1. なし 2. あり	
					就労継続A型利用者負担減免	1. なし 2. 減額(円) 3. 免除	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり						
キャリアパス区分(※4)	1. I (キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たす) 2. III (キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たさない) 3. II (キャリアパス要件を満たさない) 4. II (定量的要件を満たさない)						
主たる事業所サービス種類(※7)	サービス種類コード()						
共同生活援助				1. III型(6:1) 2. IV型(10:1) 3. I型(4:1) 4. II型(5:1)	経過的居宅介護利用型	1. 非該当 2. 該当	
					大規模住居	1. なし 2. 定員8人以上 3. 定員21人以上	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					福祉専門職員配置等(※6)	1. なし 2. あり	
					夜間防災・緊急時支援体制(I)	1. なし 2. あり(対象利用者数 人)	
					夜間防災・緊急時支援体制(II)	1. なし 2. あり	
					自立生活支援	1. なし 2. あり	
					地域生活移行個別支援	1. なし 2. あり	
					通勤者生活支援	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分(※4)	1. I (キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たす) 2. III (キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たさない) 3. II (キャリアパス要件を満たさない) 4. II (定量的要件を満たさない)	

注 1 「多機能型等定員区分」欄には、多機能型事業所又は複数の単位でサービス提供している事業所において、一体的な管理による定員と当該サービス種類または単位における定員が異なる場合に設定してください。

注 2 「人員配置区分」欄には、報酬算定上の区分を設定してください。

注 3 「地域区分」欄は、年度ごとに次に示す区分の中から、該当する地域区分を設定してください。

- ・平成24年度：①～⑯、⑳
- ・平成25年度：①～⑬、㉑
- ・平成26年度：①～㉒
- ・平成27年度以降：①～⑥、㉓

注 4 「キャリアパス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」で設定されていた場合に設定してください。

注 5 18歳以上の障害児施設入所者への対応として、児童福祉法に基づく指定基準を満たすことをもって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定基準を満たしているものとみなす特例措置の対象を設定してください。

注 6 「福祉専門職員配置等」欄について、福祉専門職員配置等加算 (I) 又は (II) の要件を満たす事業所は「2 あり」を設定してください。

注 7 「主たる事業所サービス種類」欄には、福祉・介護職員処遇改善加算対象、又は福祉・介護職員処遇改善特別加算対象が「2あり」であり、障害者支援施設における日中活動系サービスの場合「32:施設入所支援」を設定してください。短期入所については、指定共同生活介護事業所において行った場合は「31:共同生活介護」、指定共同生活援助事業所において行った場合は「33:共同生活援助」、指定宿泊型自立訓練事業所において行った場合は「34:宿泊型自立訓練」、単独型事業所において行った場合は「22:生活介護」を設定してください。

様式第一号別紙一その四及び様式第一号別紙二―三を削る。
様式第一号別紙四中「5」を「8」に改める。
様式第一号別紙五を次のように改める。

別紙5

平成 年 月 日

障害基礎年金1級を受給する利用者の状況（重度障害者支援体制加算に係る届出書）

当該施設の前年度の平均実利用者 (A)				
うち障害基礎年金1級を受給する利用者 (B)				
(B)÷(A) (C)				
重度者支援体制加算		(I) 50%～	(II) 25%～50%	(III) 5%～25%
移行状況記入欄 ※(III)を算定する場合のみ記入	類型			
	移行 年月(日)			
氏 名				
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

注1. 本表は前年度の障害基礎年金1級を受給する利用者を記載してください。

注2. 重度者支援体制加算を算定する場合に作成し、都道府県知事に届け出てください。

注3. 重度者支援体制加算(III)については、特定旧法指定施設から移行した事業所のみ算定可能です。

様式第一号別紙八中「短期滞在加算及び」・「短期滞在及び」・「短期滞在加算（Ⅰ）又は」及び「短期滞在加算（Ⅱ）又は」を削り、同様式注 3 中「支援体制」の次に「~~円~~」を加える。

様式第一号別紙十一を次のように改める。

別紙11

平成 年 月 日

夜間支援体制加算届出書

事業所名					
事業所の所在地					
連絡先	電話番号		担当者名		
	FAX番号				
夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制の確保が必要な理由	夜間支援する対象者数及び障害程度区分			
		1	共同生活住居名①		
			対象者数及び障害程度区分		
		1	共同生活住居名②		
			対象者数及び障害程度区分		
		合計			
		1人の夜間支援従事者(専従)が夜間支援を行う人数等	2	夜間支援従事者を配置している場所	
			3	複数のケアホームの夜間支援を行っている場合など、配置場所からケアホームまでの移動時間	
			4	配置場所からケアホームとの間の連絡体制状況(非常通報装置、携帯電話等)	
			5	夜間支援体制を確保している時間	
6	その他				
夜間支援体制加算(Ⅱ)	利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制の確保の具体的方法				

- ※1 夜間支援体制加算(Ⅰ)については、1人の夜間支援従事者が支援を行う状況ごとに記入して下さい。
- ※2 夜間支援体制加算(Ⅰ)については、例えば、共同生活住居が4カ所ある場合、夜間支援従事者Aが2カ所、夜間支援従事者Bが2カ所の夜間支援を行う場合、それぞれ別に記入して下さい。
- ※3 夜間支援体制加算(Ⅱ)については、利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制を確保している事業所ごとに記入して下さい。
- ※4 夜間支援体制加算(Ⅱ)については、事業所の人員体制や利用者との連絡体制を含め、具体的に記入して下さい。

様式第一号別紙十五その一、様式第一号別紙十五その二及び様式第一号別紙十五その三中「である者」の次に「及びたんの吸引等を必要とする者」を加え、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

様式第一号別紙十五その四を削る。

様式第一号別紙十五その五中「である者」の次に「及びたんの吸引等を必要とする者」を加え、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式を様式第一号別紙十五その四とする。

様式第一号別紙十六中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

別紙16-2

平成 年 月 日

人員配置体制加算に関する届出書

事業所の名称									
1 異動区分	1 新規	2 変更	3 終了						
2 申請する加算区分	人員配置体制加算(I ・ II)								
3 利用者数	<table border="1"> <tr> <td>前年度の利用者数の 平 均 値</td> <td>人</td> </tr> </table>			前年度の利用者数の 平 均 値	人				
前年度の利用者数の 平 均 値	人								
4 人員配置の状況	<table border="1"> <tr> <td>常勤</td> <td>非常勤</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </table>			常勤	非常勤	合計	人	人	人
常勤	非常勤	合計							
人	人	人							
5 人員体制	常勤換算で(1.7:1 ・ 2.5:1)以上								

- 備考 1 「異動区分」欄については、該当する番号に○を付してください。
- 2 「申請する加算区分」には、該当する番号（I～II）に○を付してください。
- 3 「人員配置の状況」の非常勤には常勤換算方法による職員数を記載してください。
- 4 「人員体制」には、該当する人員体制に○を付してください。
- 5 ここでいう常勤とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」第二の2の（3）に定義する「常勤」をいいます。
- 6 人員配置体制加算を算定できる事業所は、平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設又は指定医療機関が指定療養介護事業所に転換する場合であって、経過的療養介護サービス費（I）又は療養介護サービス費（II）を算定している事業所のうち、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たしているものです。

様式第一号別紙十七備考②中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式備考③中「○児童デイサービス事業所にあつては、加算（Ⅰ）においては、指導員、加算（Ⅱ）においては、指導員又は保育士」を削る。

様式第一号別紙二十一及び様式第一号別紙二十二を次のように改める。

別紙21

平成 年 月 日

地域移行支援体制強化加算及び通勤者生活支援加算に係る体制
(宿泊型自立訓練事業所)

事業所番号			
事業所の名称			
事業所の所在地			
異動区分		1 新規	2 変更
		3 終了	
連絡先	電話番号	担当者名	
	FAX 番号		
前年度の平均利用者数(人)			
地域移行支援に係る体制	従業者の職種・員数		地域移行支援員
	従業者数	常勤(人)	
		非常勤(人)	
	常勤換算後の人数(人)		
加算算定上の必要人数(人)			
通勤者生活支援に係る体制	前年度の平均利用者数のうち50%(人)		
	氏名		雇用されている事業所名
	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	13		
	14		
	15		
	16		
	17		
	18		
	19		
	20		
	21		
	22		
	23		
	24		
	25		
	26		
	27		
	28		
	29		
30			

- 注1 「異動区分」欄については、該当する番号に○を付して下さい。
- 注2 新設の場合には、「前年度の平均利用者数」欄には推定数を記入して下さい。
- 注3 「加算算定上の必要人数」欄には、記入しないで下さい。
- 注4 「通勤者生活支援に係る体制」欄には、通常の事業所に雇用されている者を記入して下さい。

別紙22

平成 年 月 日

夜間防災・緊急時支援体制加算届出書(共同生活援助事業所)

事業所名			
事業所の所在地			
異動区分		1 新規	2 変更
		3 終了	
連絡先	電話番号		担当者名
	FAX番号		
夜間防災・緊急時支援体制加算(I)	同一の夜間防災体制等を確保する共同生活住居等	夜間において防災体制を確保する共同生活住居の利用者数	
		1	共同生活住居名①
			利用者数
		2	共同生活住居名②
			利用者数
		3	共同生活住居名③
			利用者数
2	夜間における防災体制の内容(契約内容等)		
夜間防災・緊急時支援体制加算(II)	利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制の確保の具体的方法		

※1 「異動区分」欄については、該当する番号に○を付して下さい。

※2 夜間防災・緊急時支援体制加算(I)については、同一内容の防災体制を確保している共同生活住居ごとに記入して下さい。

※3 夜間防災・緊急時支援体制加算(I)については、例えば、共同生活住居が4カ所ある場合、警備会社Aに委託している住居が2カ所、警備会社Bに委託している住居が2カ所である場合、それぞれ別に記入して下さい。

※4 夜間防災・緊急時支援体制加算(II)については、利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制を確保している事業所ごとに記入して下さい。

※5 夜間防災・緊急時支援体制加算(II)については、事業所の人員体制や利用者との連絡体制を含め、具体的に記入して下さい。

様式第一号別紙二十二の次に次の一様式を加える。

別紙22-2

平成 年 月 日

夜間防災・緊急時支援体制加算届出書(宿泊型自立訓練事業所)

事業所名			
事業所の所在地			
異動区分		1 新規	2 変更
連絡先	電話番号	担当者名	
	F A X 番号		
夜間防災・緊急時支援体制加算(I)	夜間における防災体制の内容(契約内容等)		
夜間防災・緊急時支援体制加算(II)	利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制の確保の具体的方法		

※1 「異動区分」欄については、該当する番号に○を付して下さい。

※2 夜間防災・緊急時支援体制加算(II)については、事業所の人員体制や利用者との連絡体制を含め、具体的に記入して下さい。

様式第一号別紙二十五の次に次の六様式を加える。

別紙26

平成 年 月 日

延長支援加算体制届出書

施設種別	
施設名	
定員	
運営規程上の営業時間	

	氏名	年齢	利用時間	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※ 運営規程の営業時間を超えて支援を行うものとして、加算を算定する場合に届け出ること。

※ 延長支援加算を算定する障害者又は障害児に係る生活介護計画書又は児童発達支援計画書を添付すること。

別紙27

平成 年 月 日

送迎加算に関する届出書

事業所・施設の名称	
1 異動区分	① 新規 ② 変更 ③ 終了
2 送迎の状況① (全サービス)	1 当該事業所において行われる通所サービス等の利用につき、利用者の送迎を行っている。
3 送迎の状況② (短期入所以外)	1 1回の送迎につき、平均10人以上(ただし、利用定員が20人未満の事業所にあつては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上)が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している。
	2 1に該当しないが、障害者自立支援対策臨時特例基金における「通所サービス等利用促進事業」において都道府県知事が必要と認めていた基準により実施している。
4 送迎の状況③ (生活介護のみ)	1 送迎を利用する者のうち、障害程度区分5若しくは障害程度区分6に該当する者又はこれに準ずる者が100分の60以上である。
	2 1には該当しない。

備考 「異動区分」欄については、該当する番号に○を付してください。

別紙28

平成 年 月 日

緊急短期入所体制確保加算に関する届出書

事業所・施設の名称			
1 異動区分	① 新規 ② 変更 ③ 終了		
2 緊急短期入所の体制	<p>① 前3カ月の稼働率 = <input type="text"/> %</p> <p style="text-align: center;">※</p> $\frac{\text{3月間における利用延人員}}{\text{1日当たりの利用定員} \times \text{3月間の営業日数}}$ <p>② 緊急利用枠の確保</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">利用定員の100分の5に相当する空床 (緊急利用枠)を確保している。</td> <td style="text-align: center;">有・無</td> </tr> </table>	利用定員の100分の5に相当する空床 (緊急利用枠)を確保している。	有・無
利用定員の100分の5に相当する空床 (緊急利用枠)を確保している。	有・無		

備考 「異動区分」欄については、該当する番号に○を付してください。

別紙29

平成 年 月 日

通勤者生活支援加算に係る体制(共同生活介護事業所、共同生活援助事業所)

事業所番号			
事業所の名称			
事業所の所在地			
異動区分		1 新規	2 変更
			3 終了
連絡先	電話番号		
	FAX番号	担当者名	
前年度の平均利用者数(人)			
通勤者生活支援に係る体制	前年度の平均利用者数のうち50%(人)		
		氏名	雇用されている事業所名
	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	13		
	14		
	15		
	16		
	17		
	18		
	19		
	20		
	21		
	22		
	23		
	24		
	25		
	26		
	27		
	28		
	29		
30			

注1 「異動区分」欄については、該当する番号に○を付して下さい。
 注2 新設の場合には、「前年度の平均利用者数」欄には推定数を記入して下さい。
 注3 「通勤者生活支援に係る体制」欄には、通常の事業所に雇用されている者を記入して下さい。

別紙30

平成 年 月 日

看護職員配置加算に係る届出書

事業所番号				
事業所の名称				
事業所の所在地				
異動区分		1 新規	2 変更	3 終了
連絡先	電話番号			担当者名
	FAX番号			
看護職員の配置状況		保健師	常勤換算	人
		看護師	常勤換算	人
		准看護師	常勤換算	人

注1 「異動区分」欄については、該当する番号に○を付して下さい。

注2 看護職員の資格を証する書類の写しを添付して下さい。

別紙31

平成 年 月 日

施設外支援実施状況（移行準備支援体制加算（Ⅰ）に係る届出書）

当該施設の前年度の利用定員 (A)			
うち施設外支援実施利用者 (B)			
施設外支援実施率 ((B) / (A)) (C)			
氏 名		職場実習等	求職活動等
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

注1. 本表は前年度に施設外支援を実施した利用者を記載してください。

注2. 移行準備支援体制加算（Ⅰ）を算定する場合に作成し、都道府県知事に届け出ること。

様式第11の5 「障害者自立支援法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める。

様式第11の5

- 障害福祉サービス事業 (サービスの種類)
- 相談支援事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター経営する事業
- 福祉ホームを営む事業

を

- 障害福祉サービス事業 (サービスの種類)
- 一般相談支援事業 (地域移行支援 地域定着支援)
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター経営する事業
- 福祉ホームを営む事業

に定める

「障害者自立支援法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める。

様式第七号の次に次の二様式を加える。

様式第 7 号の 2 (第 7 条の 2 関係)

受付番号

業務管理体制に係る届出書

平成 年 月 日

福岡県知事 殿

事業者 名 称
代表者氏名 印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者 (法人) 番号

1 届出の内容		(1) 法第 51 条の 2 第 2 項、第 51 条の 31 第 2 項関係 (整備)		(2) 法第 51 条の 2 第 4 項、第 51 条の 31 第 4 項関係 (区分の変更)		
2 事業者	フリガナ 名称又は氏名					
	住所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号 -) 都道 郡市 府県 区 (ビルの名称等)				
	連絡先	電話番号			FAX 番号	
	法人の種別					
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日	
	代表者の住所	(郵便番号 -) 都道 郡市 府県 区 (ビルの名称等)				
	3 事業所名称等及び所在地	事業所名称	指定年月日	事業所番号	所在地	
4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律上の該当する条文 (事業者の区分)	(1) 法第 51 条の 2 (指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者)					
	(2) 法第 51 条の 31 (指定相談支援事業者)					
	第 2 号	法令遵守責任者の氏名 (フリガナ)	生年月日			
5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 28 及び第 34 条の 62 第 1 項第 2 号から第 4 号に基づく届出事項	第 3 号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要				
	第 4 号	業務執行の状況の監査の方法の概要				
6 区分変更	区分変更前行政機関名称、担当部 (局) 課					
	事業者 (法人) 番号					
	区分変更の理由					
	区分変更後行政機関名称、担当部 (局) 課					
	区 分 変 更 日					

様式第 7 号の 3 (第 7 条の 2 関係)

受付番号	
------	--

業務管理体制に係る届出事項変更届出書

平成 年 月 日

福岡県知事 殿

事業者 名 称
代表者氏名 印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者 (法人) 番号																				
-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

変 更 が あ っ た 事 項

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 法人の種別、名称 (フリガナ) 2 主たる事務所の所在地、電話、FAX 番号 3 代表者氏名 (フリガナ)、生年月日 4 代表者の住所、職名 5 事業所名称等及び所在地 6 法令遵守責任者の氏名 (フリガナ) 及び生年月日 7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 8 業務執行の状況の監査の方法の概要 |
|---|

変 更 の 内 容

(変更前)

(変更後)

様式第八号を次のように改める。

様式第8号 削除

様式第九号中「福岡県知事」を「福岡県精神保健福祉センター所長」と改める。

様式第十号を次のように改める。

様式第10号 削除

様式第十二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と改める。

様式第十三号から様式第十五号までを次のように改める。

様式第13号から様式第15号まで 削除

様式第十六号中

上記のとおり認定する。福岡県知事

年 月 日

印

を

上記のとおり認定する。福岡県精神保健福祉センター所長

年 月 日

印

に

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と改める。

様式第十八号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と改める。

様式第十九号を次のように改める。

様式第19号 削除

様式第21号を次のように改める。

様式第21号を次のように改める。

様式第21号（第12条関係）

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)〔指定(変更)・指定更新〕申請書
(病院又は診療所)

保険医療機関	名 称			
	所 在 地	(〒 —)	(電話番号)	
開 設 者	住 所	(〒 —)		
	氏名又は名称			
標榜している診療科目				
担当しようとする医療の種類				
主として担当する医師又は 歯科医師の氏名				
主として担当する医師又は 歯科医師の経歴		(別紙1)	自立支援医療を行う ために必要な体制 及び設備の概要	(別紙2) 更新の場合 変更の有無 有 ・ 無
自立支援医療を行うための入院設備の定員		人		
変 更 申 請 理 由				
<p>上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)〔第59条第1項の規定による・第60条第1項の規定に基づき〕指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)として〔指定(変更)・指定更新〕されたく申請する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">開 設 者 住 所 氏名又は名称 印</p> <p>福岡県知事 殿</p>				

※1 育成医療又は更生医療いずれか単独での指定(変更又は指定更新)を希望する場合は、様式中の「(育成医療・更生医療)」のうち、指定(変更又は指定更新)を希望しない医療部分を二重線で消去すること。

※2 指定更新申請の場合は、別紙1～9の提出は不要であること。

ただし、「自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要」において、直近の指定の申請(変更届出を含む)から変更があった場合は、別紙2を添付する。

(記載要領)

- 1 「保険医療機関」の名称は正式名称を記載すること。
- 2 「担当しようとする医療の種類」は次のうち希望するものを記載すること。
 - (1) 眼科に関する医療
 - (2) 耳鼻咽喉科に関する医療
 - (3) 口腔に関する医療
 - (4) 整形外科に関する医療
 - (5) 形成外科に関する医療
 - (6) 中枢神経に関する医療
 - (7) 脳神経外科に関する医療
 - (8) 心臓脈管外科に関する医療
 - (9) 心臓移植に関する医療
 - (10) 腎臓に関する医療
 - (11) 腎移植に関する医療
 - (12) 小腸に関する医療
 - (13) 肝臓移植に関する医療
 - (14) 歯科矯正に関する医療
 - (15) 免疫に関する医療
- 3 「主として担当する医師又は歯科医師の経歴」は、医療の種類ごとに記載すること。
- 4 「自立支援医療を行うための入院設備の定員」は、医療の種類ごとに記載すること。
- 5 別紙1の「学位」は、専門科目に関する学位の有無を記載すること。
- 6 別紙1の「関係学会加入状況」は、加入している学会名及び学会における必要な記録を記載すること。
- 7 別紙1の「任免事項」は、次の点に留意し、記載すること。
 - (1) 医師免許取得時期を明記し、医師免許証の写しを添付すること。
 - (2) 病院研究機関等医師又は歯科医師が勤務し又は研究等のために利用した施設については、関係した専門科目名まで必ず記載すること。
(例えば、〇〇医科大学眼科学教室又は〇〇病院眼科のように記載し、〇〇医科大学、〇〇病院のように省略しないこと。)
 - (3) 勤務先における身分(例えば、医長、医員、講師、助手等)を明確に記載すること。
 - (4) 非常勤職員については、1か月又は1週間当たりの勤務日数及び延時間数を明確に記載すること。
 - (5) 2以上の施設に兼務する等の場合は、それぞれの施設における勤務条件又は利用状況等を具体的に記載すること。
(例えば、〇〇医科大学整形外科週4日(延〇時間勤務)、〇〇病院週2日(延〇時間勤務)等)
 - (6) 大学院については、専門コースを明確に記載すること。(例えば、〇〇医科大学大学院医学研究科整形外科学教室等)
- 8 別紙1には、指導者氏名、研究テーマ、研究の内容別(講義の受講、臨床的研究、理論的研究、実習等)期間、従事日数(1か月又は1週間当たり)、その他研究態様を明らかにするための主任教授等による証明書(別紙3)を添付すること。
- 9 腎臓に関する医療及び小腸に関する医療を担当しようとする場合は、それぞれ別紙4及び別紙5による臨床実績等に関する証明書を添付すること。
- 10 別紙2の自立支援医療を行うために必要な体制及び設備には、それぞれの医療で特に必要とされるものを主に記載すること。
- 11 心臓移植に関する医療のうち心臓移植術後の抗免疫療法を担当しようとする場合は、別紙6又は別紙7による臨床実績等に関する証明書を添付すること。
- 12 肝臓移植に関する医療のうち肝臓移植後の抗免疫療法を担当しようとする場合は、別紙8又は別紙9による臨床実績等に関する証明書を添付すること。

様式第二十号の「指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書」や「指定
 自立支援医療機関（精神通院医療）〔指定・指定更新〕申請書」及び「障害者自立支援
 法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「第59条
 第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定」や「〔第59条
 第1項の規定による・第60条第1項の規定に基づき〕指定自立支援医療機関（精神通院
 医療）として〔指定・指定を更新〕」の様式である。

様式第 2 3 号 (第 1 2 条関係)

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)〔指定(変更)・指定更新〕申請書
(薬局)

保 険 薬 局	名 称			
	所 在 地	(〒 ー)	(電話番号)	
開 設 者	住 所	(〒 ー)		
	氏名又は名称			
薬 剤 師 の 氏 名			略 歴	(別紙1)
調剤のために必要な設備及び施設の概要			(別紙2) 更新の場合 変更の有無 有 ・ 無	
変 更 申 請 理 由				
<p>上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)〔第59条第1項の規定による・第60条第1項の規定に基づき〕指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)として〔指定(変更)・指定を更新〕されたく申請する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">開 設 者 住 所 氏名又は名称 印</p> <p>福岡県知事 殿</p>				

- ※1 育成医療又は更生医療いずれか単独での指定(変更又は指定更新)を希望する場合は、様式中の「(育成医療・更生医療)」のうち、指定(変更又は指定更新)を希望しない医療部分を二重線で消去すること。
- ※2 変更申請の場合は、理由を明確に記載の上、変更事項のみ記載すること。
- ※3 指定更新申請の場合は、別紙1及び別紙2の提出は不要であること。
ただし、「調剤のために必要な設備及び施設の変更の有無」において、直近の指定の申請(変更届出含む)から変更があった場合は、別紙2を添付すること。

様式第二十号の「指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書」や「指定
 自立支援医療機関（精神通院医療）〔指定・指定更新〕申請書」及び「障害者自立支援
 法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「第59条
 第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定」や「〔第59条
 第1項の規定による・第60条第1項の規定に基づき〕指定自立支援医療機関（精神通院
 医療）として〔指定・指定を更新〕」の様式である。

--	--

様式第 2 5 号 (第 1 2 条関係)

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)〔指定(変更)・指定更新〕申請書
(指定訪問看護事業者等)

指定居宅サービス事業者 ・指定訪問看護事業者	名 称	
	主たる事業所の所在地	〒
訪問看護ステーション等	名 称	
	所 在 地	〒
	職 員 の 定 数	(別紙) 更新の場合 変更の有無 有 ・ 無
変更理由		

上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)〔第59条第1項の規定による・第60条第1項の規定に基づき〕指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)として〔指定(変更)・指定を更新〕されたく申請する。

年 月 日

指定居宅サービス事業者

指定訪問看護事業者

所在地

名称

印

福岡県知事殿

- ※1 育成医療又は更生医療いずれか単独での指定(変更又は指定更新)を希望する場合は、様式中の「(育成医療・更生医療)」のうち、指定(変更又は指定更新)を希望しない医療部分を二重線で消去すること。
- ※2 変更申請の場合は、変更等理由を明確に記載の上、変更事項のみ記載すること。
- ※3 指定更新申請の場合は、別紙の提出は不要であること。
ただし、「職員の定員の変更の有無」において、直近の指定の申請(変更届出含む)から変更があった場合は、別紙を添付すること。

様式第二十五号別添中「第7条8項」や「第8条4項」に定める。

様式第二十六号中「指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書」や「指定自立支援医療機関（精神通院医療）（指定・指定更新）申請書」及び「障害者自立支援法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定」や「第59条第1項の規定による・第60条第1項の規定に基づき」指定自立支援医療機関（精神通院医療）として「指定・指定を更新」に定める。

様式第二十六号別添中「第7条第8項」や「第8条第4項」に定める。

様式第二十七号から様式第二十九号までの次のように定める。

様式第27号(第13条関係)

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)変更届出書
(病院又は診療所)

保険医療機関	名称			
	所在地	(〒 ー) (電話番号)		
開設者	住所	(〒 ー)		
	氏名又は名称			
標榜している診療科目				
担当しようとする医療の種類				
主として担当する医師又は歯科医師の氏名				
主として担当する医師又は歯科医師の経歴		(別紙1)	自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要	(別紙2)
自立支援医療を行うための入院設備の定員		人		
変更届出理由				
<p>上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定に基づき変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため届出を行う。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">開設者</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>福岡県知事 殿</p>				

※直近の指定の申請(変更申請及び変更届出含む)時点から変更が生じていない事項については、当該事項に係る添付書類を省略することができる。

(記載要領)

- 1 「保険医療機関」の名称は正式名称を記載すること。
- 2 「担当しようとする医療の種類」は次のうち希望するものを記載すること。
 - (1) 眼科に関する医療
 - (2) 耳鼻咽喉科に関する医療
 - (3) 口腔に関する医療
 - (4) 整形外科に関する医療
 - (5) 形成外科に関する医療
 - (6) 中枢神経に関する医療
 - (7) 脳神経外科に関する医療
 - (8) 心臓脈管外科に関する医療
 - (9) 心臓移植に関する医療
 - (10) 腎臓に関する医療
 - (11) 腎移植に関する医療
 - (12) 小腸に関する医療
 - (13) 肝臓移植に関する医療
 - (14) 歯科矯正に関する医療
 - (15) 免疫に関する医療
- 3 「主として担当する医師又は歯科医師の経歴」は、医療の種類ごとに記載すること。
- 4 「自立支援医療を行うための入院設備の定員」は、医療の種類ごとに記載すること。
- 5 別紙1の「学位」は、専門科目に関する学位の有無を記載すること。
- 6 別紙1の「関係学会加入状況」は、加入している学会名及び学会における必要な記録を記載すること。
- 7 別紙1の「任免事項」は、次の点に留意し、記載すること。
 - (1) 医師免許取得時期を明記し、医師免許証の写しを添付すること。
 - (2) 病院研究機関等医師又は歯科医師が勤務し又は研究等のために利用した施設については、関係した専門科目名まで必ず記載すること。
(例えば、〇〇医科大学眼科学教室又は〇〇病院眼科のように記載し、〇〇医科大学、〇〇病院のように省略しないこと。)
 - (3) 勤務先における身分(例えば、医長、医員、講師、助手等)を明確に記載すること。
 - (4) 非常勤職員については、1か月又は1週間当たりの勤務日数及び延時間数を明確に記載すること。
 - (5) 2以上の施設に兼務する等の場合は、それぞれの施設における勤務条件又は利用状況等を具体的に記載すること。
(例えば、〇〇医科大学整形外科週4日(延〇時間勤務)、〇〇病院週2日(延〇時間勤務)等)
 - (6) 大学院については、専門コースを明確に記載すること。(例えば、〇〇医科大学大学院医学研究科整形外科学教室等)
- 8 別紙1には、指導者氏名、研究テーマ、研究の内容別(講義の受講、臨床的研究、理論的研究、実習等)期間、従事日数(1か月又は1週間当たり)、その他研究態様を明らかにするための主任教授等による証明書(別紙3)を添付すること。
- 9 腎臓に関する医療及び小腸に関する医療を担当しようとする場合は、それぞれ別紙4及び別紙5による臨床実績等に関する証明書を添付すること。
- 10 別紙2の自立支援医療を行うために必要な体制及び設備には、それぞれの医療で特に必要とされるものを主に記載すること。
- 11 心臓移植に関する医療のうち心臓移植術後の抗免疫療法を担当しようとする場合は、別紙6又は別紙7による臨床実績等に関する証明書を添付すること。
- 12 肝臓移植に関する医療のうち肝臓移植後の抗免疫療法を担当しようとする場合は、別紙8又は別紙9による臨床実績等に関する証明書を添付すること。

様式第 2 8 号 (第 1 3 条関係)

指定自立支援医療機関 (精神通院医療) 指定変更届出書
(病院又は診療所)

保険医療機関	医療機関コード		
	名 称		
	所在地及び 電話番号、 ファックス番号	(〒 -) TEL : FAX :	
開 設 者	住 所	(〒 -)	
	氏名又は名称		
標榜している診療科目			
主として担当する医師氏名		略歴	(別紙)
変 更 年 月 日			
変 更 理 由			
団 体 へ の 加 盟 状 況		加盟 ・ 未加盟	
<p>上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 1 7 年法律第 1 2 3 号) 第 6 4 条の規定に基づき変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため届出を行う。</p> <p>年 月 日</p> <p>開 設 者 住 所 氏名又は名称</p> <p style="text-align: right;">印</p>			
福岡県知事 殿			

(記載要領) 病院・診療所

- 1 「医療機関コード」は、診療報酬請求（レセプト）に記載するコードを記載すること。
- 2 「保険医療機関」の名称は、正式名称を記載すること。
- 3 保険医療機関の電話番号、ファックス番号がない場合は、「なし」と記載すること。
- 4 「標榜している診療科目」で、診療科目が多数ある医療機関については、精神通院医療に主に関係する診療科目のみで差し支えないこととする。
- 5 医師の経歴書の任免事項は、次の点に留意し、記載すること。（主として担当する医師が複数ある場合には、常勤を優先とし、そのうちいずれか1名について記載）
 - (1) 医師免許取得時期を明記し、医師免許証の写しを添付すること。また、精神保健指定医である場合には、指定医証の写しを添付すること。
 - (2) 病院、診療所等医師が勤務した施設については、関係した専門科目名まで必ず記載すること。
 （例えば、〇〇医科大学精神科教室または〇〇病院精神科のように記載し、〇〇医科大学、〇〇病院のように省略しないこと。）
 - (3) 勤務先における身分（例えば、医長、医員、講師、助手等）を明確に記載すること。
 - (4) 非常勤職員については、申請時点における直近1か月または1週間あたりの勤務日数及び延時間数を明確に記載すること。
 - (5) 2以上の施設に兼務する等の場合にあつては、申請の対象となる施設における勤務条件または利用状況等を具体的に記載すること。
 （例えば、〇〇医科大学精神科週4日（延〇時間勤務）等）
 - (6) 精神科及び神経科以外の診療科に勤務している場合にあつては、精神疾患の3年以上の診療実績を明確に記載すること。
 （例えば、H〇〇年 てんかん症例 月〇人 統合失調症症例 月〇人
 H〇〇年 てんかん症例 月〇人 躁うつ病症例 月〇人
 H〇〇年 てんかん症例 月〇人 認知症症例 月〇人）
- 6 変更理由には、保険医療機関の名称変更、開設者の氏名又は名称変更、主として担当する医師の変更等理由を明確に記載することの上、医療機関コード及び変更事項を記載すること。
 ただし、開設者が変わる場合（例：親から子への相続による変更、個人から法人への変更等）は、変更ではなく新規申請を行うこと。
- 7 「団体への加盟状況」については、福岡県医師会、福岡県精神科病院協会、福岡県精神神経科診療所協会のいずれかへの加盟状況に○を付けること。
 この記載は、団体を通じて通知等を行う際に、加盟されていない医療機関については個別通知を行うために必要となるものである。

様式第三十号中「障害者自立支援法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）として変更されたく届出する。」や「第64条の規定に基づき変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため届出を行う。」とあるを、様式第三十一号を次のように改める。

様式第31号(第13条関係)

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指定変更届出書
(指定訪問看護事業者等)

指定居宅サービス事業者・指定訪問看護事業者	名称	
	主たる事務所の所在地	(〒 ー)
訪問看護ステーション等	名称	
	所在地	(〒 ー) (電話番号)
	職員の定数	(別紙)
変更届出理由		
<p>上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定に基づき変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため届出を行う。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 所在地 名称</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>福岡県知事 殿</p>		

※ 変更の場合は、訪問看護ステーション等の名称変更、同所在地の変更等理由を明確に記載の上、変更事項のみ記載すること。

※ 直近の指定の申請(変更届出含む。)時点から変更が生じていない事項については、当該事項に係る添付書類を省略することができる。

(添付書類)健康保険法による指定訪問看護事業者又は介護保険法による指定居宅サービス事業者(訪問看護を行う者に限る。)指定通知書の写し

様式第三十一号別紙中「第7条第8項」を「第8条第4項」に改める。

様式第三十二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）として変更されたく届出する。」を「第64条の規定に基づき変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため届出を行う。」に改める。

様式第三十二号別紙中「第7条第8項」を「第8条第4項」に改める。

様式第三十三号及び様式第三十四号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

様式第四十一号及び様式第四十二号を削る。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県障害者介護給付費等不服審査会条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十六号

福岡県障害者介護給付費等不服審査会条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県障害者介護給付費等不服審査会条例施行規則（平成十八年福岡県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（会長）

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第百条第一項（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十六条の五の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する会長は、会務を総理し、不服審査会を代表する。

第三条の見出しを「（会議の議長等）」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第四条を次のように改める。

（合議体の議長等）

第四条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十八条第一項及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第四十四条の六第一項に規定する合議体は、会長が招集し、議長は、当該合議体を構成する委員のうちから互選する。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県訓令第五号

本庁 出先機関

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

福岡県職員の駐在に関する規程（昭和三十一年二月福岡県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中県税事務関係の項を削り、青少年対策事務関係の項中

築上郡上毛町 築上郡上毛町

を

築上郡上毛町 築上郡上毛町

に改める。

築上郡築上町 築上郡築上町

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。